

「企業行動規範に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表……………	1
2. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表……………	2
3. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表……………	3
4. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表……………	4

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第15条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、上場株券の投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行又はその維持に努めるものとする。</p> <p><u>第16条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月31日から施行する。</p>	<p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第15条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、上場株券の投資単位が<u>5万円以上</u>50万円未満となるよう、当該水準への移行又はその維持に努めるものとする。</p> <p><u>(売買単位の統一に向けた努力)</u></p> <p><u>第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、上場株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。</u></p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>優先株の上場銘柄が次の各号(上場優先株の発行者が所定の期限の到来により当該上場優先株の取得を行う旨又は取得を行うことができる旨の定めがある場合(本所が適当と認める場合に限る。))にあつては、第4号を除く。)</u>のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>上場優先株の発行者が優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 上場優先株の発行者が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月31日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であつて、かつ、その内容が本所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係</p> <p>第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の（1）から（5）までに掲げる書類をいい、当該（1）から（5）までに定める書面を添付するものとする。</p> <p>（1） 2. （1）d の（a）に規定する書類 法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面</p> <p>（2） （略）</p> <p>11. の3 第7条の4（上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係</p> <p>（1） <u>第7条の4</u>に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。</p> <p>（2） <u>第7条の4</u>に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月31日から施行する。</p>	<p>7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係</p> <p>第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の（1）から（5）までに掲げる書類をいい、当該（1）から（5）までに定める書面を添付するものとする。</p> <p>（1） 2. （1）d の（a）に規定する書類 法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面</p> <p>（2） （略）</p> <p>11. の3 第7条の4（上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係</p> <p>（1） <u>第2号</u>に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。</p> <p>（2） <u>第2号</u>に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 株券上場廃止基準の取扱い1. (16)</u> <u>の規定は、第4条第2項第7号の場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月31日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 優先株の全部が発行者に取得されたときは、第4条第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(新設)</p>